

兵庫県公報

平成20年1月8日 火曜日 第1942号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
○土地改良区清算人の退任の届出（農地整備課）	4
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○同 上（同）	5
○保安林の指定の解除予定通知（同）	5
○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○同 上（同）	6

公 告

○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	7
○大規模小売店舗の変更に係る届出（同）	7
○同 上（同）	8
○貸金業者の営業所所在地に係る届出（神戸県民局）	10

教育委員会公告

○落札者等の公示（県立香住高等学校）	10
--------------------	----

但馬海区漁業調整委員会公告

○漁業法に基づく公聴会の開催	10
----------------	----

企業庁公告

○入札公告（猪名川広域水道事務所）	11
○同 上（東播磨利水事務所）	14
○同 上（姫路利水事務所）	17
○同 上（同）	20
○同 上（同）	23

警察本部公告

○入札公告	27
-------	----

告 示

兵庫県告示第4号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
高橋整形外科	高橋信男	神戸市中央区下山手通9-1-5	平成19年11月1日
アルカ宇治川薬局	株式会社アルカ 代表取締役 中島 康伸	同市同区下山手通9-1-5	同 月1日

ドクトル薬局	有限会社ネオドクトル 代表取締役 岡村 佳彦	同 市同 区元町通3-4-13	平成20年1月1日
芦名医院	芦名 泰 祐	同 市兵庫区下沢通5-2-14	平成19年11月2日
水谷クリニック	水谷 肇	同 市同 区大開通2-3-22 甲南アセット大開ビル2F	同 月1日
津村歯科クリニック	津村 明 史	同 市同 区荒田町2-1-34 楠六パレスビル2F	平成19年10月1日
さくら薬局	株式会社エムロード 代表取締役 金田 知彦	同 市長田区腕塚町4-3-2	同 年11月1日
ハートステーション 訪問看護ステーション	有限会社ハーティ 代表取締役 北浜 香織	同 市同 区久保町4-2-1	同 年7月1日
林山クリニック	医療法人社団林山朝日診療所 理事長 梁 勝則	同 市須磨区妙法寺字藪中1242	同 年12月1日
おおもり歯科医院	大森 茂 樹	同 市垂水区西舞子2-13-29	同 年11月1日
フタツカ薬局西神戸店	株式会社セブタ 代表取締役 二塚 憲次	同 市西区持子2-16-3	同 年10月1日
恒生病院	医療法人社団六心会 理事長 野田 眞也	同 市北区道場町日下部1788	同 年11月1日
たの歯科クリニック	田 野 克 典	同 市同区甲栄台4-1-13 北鈴神鉄駅ビル2F	同 年10月1日
ウェルシア大池薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 飯塚 啓	同 市同区山田町上谷上古々山31-1	同 年4月1日
調剤薬局ルーカス	有限会社ルーカス 代表取締役 河合 陽子	同 市同区道場町日下部1664-101	同 年11月1日
真野眼科	真野 眞 弓	尼崎市尾浜町2-14-18	同 年4月1日
わかくさ診療所	阪神医療生活協同組合 理事長 今西 正行	同 市西川2-34-5	同 年12月1日
医療法人社団康佑会 永井歯科医院	理事長 永井 康照	同 市南武庫之荘2-33-6	同 年5月1日
杉本歯科クリニック	杉本 圭 介	同 市武庫之荘2-27-1	同 年10月23日
カハラ調剤薬局	有限会社アルファーマシー 代表取締役 伊藤 理枝	同 市西昆陽1-11-1	同 年12月1日
小串医院	医療法人社団 小串外科クリニック 理事長 小串伊知郎	西宮市田代町19-1	同 年10月15日
小金井クリニック	小金井 彰	同 市戸田町3-7	同 年12月1日
志水リウマチ科・内科診療所	志水 正 敏	同 市安井町4-3	同 年11月1日
ふじた内科クリニック	藤田 雅 史	同 市西宮浜4-14-3	同 年12月1日
ささやま歯科クリニック	医療法人社団 ささやま歯科クリニック 理事長 笹山 晃佑	同 市大屋町19-3	同 年10月1日
瀧川薬局鳴尾店	瀧川 千津子	同 市鳴尾町3-7-4	同 年6月1日
羽衣調剤薬局	有限会社タイシャファーマシー 代表取締役 久保田品子	同 市羽衣町5-3 竹園マンション	同 年10月1日
山西歯科	山西 一 郎	伊丹市千僧3-140	同 月30日
サン薬局	有限会社メディカルノブ 代表取締役 大久保映伸	同 市春日丘4-50-8	平成19年11月1日
どばしクリニック	土橋 正 樹	川西市清和台東3-1-8 ガーデンモール清和台2F	同
長谷部皮フ科クリニック	長谷部 信 成	同 市栄根2-6-32 Vビル3F	同
福地眼科	福地 俊 雄	同 市清和台東3-1-8 ガーデンモール清和台	平成19年12月1日
三木外科胃腸科	三木 篤 志	同 市加茂2-18-21	同 年9月1日
あおば薬局	有限会社いずみ調剤 代表取締役 春井 純子	三田市中町11-10	同 年12月1日
貴志ひまわり薬局	有限会社ミヤモト薬局 代表取締役 武田 和之	同 市貴志80-1	同 年10月1日
さかい内科・胃腸科	阪井 俊 介	明石市大蔵谷字狩口181-8 あおばビル2階	同
オカノ薬局本店	有限会社オカノ薬局 代表取締役 岡野 吉秀	同 市大明石町1-5-25	平成19年12月1日

リフ薬局	有限会社ビープルファーマシー 代表取締役 奥小路裕規	同 市大蔵谷字狩口181-8 あおばビル1F	同 年11月1日
アルカ加古川南薬局	株式会社アルカ 代表取締役 中島 康伸	加古川市加古川町栗津739-1	同
あゆみ薬局	株式会社ロイヤルサイエンス 代表取締役 井口 雅嗣	加古郡稲美町国岡2-9-16	同
ぼうしや調剤薬局城南店	株式会社ぼうしや薬局 代表取締役 松岡 淳朗	姫路市白銀町98	平成19年12月1日
ぼうしや調剤薬局今宿店	同 上	同 市南今宿2-29	同 年11月1日
松岡クリニック	松岡 亮	神崎郡福崎町西田原1149-1	同
薬局ファミリーファーマシー	株式会社エフピー 代表取締役 西田 博	佐用郡佐用町三日月字中町277-2	平成19年12月1日
はながき皮膚科・ 形成外科クリニック	花垣 博 史	豊岡市野田149-3	同
ゴダイ調剤薬局豊岡千代田店	ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之	同 市千代田町1-17	平成19年11月1日
わく 歯科 医院	和 久 雅 彦	丹波市水上町成松460-1	同
ゴダイ薬局篠山店	ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之	篠山市東吹410-1	平成19年4月1日

~~~~~

兵庫県告示第5号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社神戸製鋼所 高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号  
所長 作田 慎 治

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神戸製鋼所 高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号

(3) 特定施設に関する事項

|                     |                     |                              |
|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 種 類                 | 62号へ 湿式集じん施設        |                              |
| 能 力                 | 45m <sup>3</sup> /分 |                              |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   | 許可後                 |                              |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   | 着手後2週間              |                              |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   | 完成後                 |                              |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続              |                              |
| 使用時間の季節的変動の概要       | なし                  |                              |
|                     | 区 分                 | 通 常                      最 大 |

|                                         |                              |       |       |
|-----------------------------------------|------------------------------|-------|-------|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 7     | 6～8   |
|                                         | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 30    | 60    |
|                                         | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)            | 70    | 100   |
|                                         | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 1未満   | 1未満   |
|                                         | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 5     | 10    |
|                                         | りん含有量<br>(単位 mg/L)           | 1.7   | 4     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 ml/日)      |                              | 1.125 | 1.125 |

備考 汚水等の処理は、外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年1月8日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

### 兵庫県告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 西在田土地改良区

| 氏名     | 住所              |
|--------|-----------------|
| 岡本 孝   | 加西市大内町390番地     |
| 高井 幹雄  | 同 市上万願寺町830番地   |
| 大塚 敏記  | 同 市下万願寺町729番地の1 |
| 井之上 照美 | 同 市下道山町232番地の1  |
| 後藤 欣一  | 同 市若井町2031番地    |
| 柴田 一弘  | 同 市若井町447番地     |
| 上坂 敏昭  | 同 市若井町1480番地    |
| 高見 昌良  | 同 市佐谷町495番地     |
| 瀬戸 克彦  | 同 市上野町272番地の2   |
| 轟 宗雄   | 同 市鴨谷町211番地の3   |
| 金澤 博文  | 同 市鴨谷町1164番地の1  |
| 甘中 義幸  | 同 市笹倉町216番地     |

### 兵庫県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であ

る。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
三田市下槻瀬字小豆畑752の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、阪神北県民局地域振興部宝塚農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
三田市小柿字堂山2105、2109
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、阪神北県民局地域振興部宝塚農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
宍粟市山崎町川戸字駒ノ尾1311の45
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

兵庫県告示第 10 号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間  
平成19年12月20日から平成20年3月24日まで
- 3 作業地域  
神戸市内

兵庫県告示第 11 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民局県土整備部姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名   | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名      | 小 字 名      | 地 番                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|-------|-------|-----------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 城 山 (4) | 姫 路 市 |       | 家島町真<br>浦 | 右ノ浦<br>城 山 | 449番1から449番3、455番1、455番2<br>470番1の一部、470番10から470番12ま<br>での各一部、470番14の一部、470番の16<br>の一部、470番18の一部、470番20、470<br>番21の一部、470番22の一部、470番23、<br>470番24の一部、470番25の一部、470番<br>27から470番29、470番32、470番35、470<br>番36、471番の一部、522番、522番2か<br>ら522番4までの各一部、522番17から<br>522番20、522番21の一部、522番23、522<br>番39、522番52 |

兵庫県告示第 12 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名 | 地 番 |
|-------|-------|-------|------|-------|-----|
|       |       |       |      |       |     |

|   |   |     |       |     |                                                                                                                      |
|---|---|-----|-------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 頃 | 垣 | 豊岡市 | 日高町頃垣 | 岩本  | 130番の一部、131番の一部、132番の一部、133番、134番から136番までの各一部、131番地先の道路敷の一部                                                          |
|   |   |     |       | 西坂  | 137番1の一部、137番2の一部、138番から141番までの各一部                                                                                   |
|   |   |     |       | 大畑  | 480番の一部、481番の一部                                                                                                      |
|   |   |     |       | 前川  | 554番                                                                                                                 |
|   |   |     |       | 才神  | 571番                                                                                                                 |
|   |   |     |       | 宮ノ前 | 607番、608番の一部、609番の一部、610番、611番、611番1、612番1、612番2、613番から621番、627番、627番1、628番から631番、633番1、633番2、615番から616番に至る地先の道路敷の一部 |
|   |   |     |       | 谷   | 640番、641番、643番から645番                                                                                                 |
|   |   |     |       | 前田  | 649番1の一部、651番1から651番6、649番1から651番1に至る地先の道路敷の一部                                                                       |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町正條字黒ヶ坪447番1、448番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町神戸北山155番23  
ヤタキホーム 矢瀧敬三
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年9月19日  
兵庫県指令西播（建）第1-11号（19たつの）

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 三木サティ食品館

所在地 三木市志染町青山3-9-1

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 西村興産株式会社

代表者の氏名 立松陽子

住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 西村興産株式会社

代表者の氏名 西村重一

住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3

イ 変更後

名称 西村興産株式会社

代表者の氏名 立松陽子

住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社マイカル

代表者の氏名 岡田元也

住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

他8者

イ 変更後

名称 株式会社マイカル

代表者の氏名 川本敏雄

住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

他6者

- 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年4月4日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年5月17日ほか

- 5 届出年月日

平成19年12月13日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

- (2) 縦覧期間

平成20年1月8日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年5月8日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に



対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 神姫小野ショッピングセンター

所在地 小野市王子町字太良右兵衛門池868番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称       | 代表者の氏名 | 住所                 |
|----------|--------|--------------------|
| 神姫バス株式会社 | 上杉雅彦   | 姫路市西駅町1番地          |
| 株式会社マイカル | 川本敏雄   | 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 |

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社マイカル

代表者の氏名 岡田元也

住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

イ 変更後

名称 株式会社マイカル

代表者の氏名 川本敏雄

住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社マイカル

代表者の氏名 岡田元也

住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

他15者

イ 変更後

名称 株式会社マイカル

代表者の氏名 川本敏雄

住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

他21者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年5月17日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年5月17日ほか

5 届出年月日

平成19年12月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年1月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年5月8日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 貸金業者の営業所所在地に係る申出

次の貸金業者の営業所の所在地が確知できないので、当該貸金業者は、神戸県民局地域振興部商工労政課まで申し出られたい。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により、その登録を取り消すことがある。

平成20年1月8日

神戸県民局長 砂 川 静 壽

| 商号又は名称       | 氏名又は<br>代表者の氏名  | 主たる営業所の所在地       | 登録番号                 | 登録年月日       |
|--------------|-----------------|------------------|----------------------|-------------|
| アップルコーポレーション | 金 義 浩<br>(金城 浩) | 神戸市中央区元町高架通3-308 | 兵庫県神戸県民局長(N1)第12346号 | 平成17年12月19日 |

## 教育委員会公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年1月8日

契約担当者

県立香住高等学校長 樋 口 忠 幸

- 落札に係る業務件名及び数量  
実習船「但州丸」第2種中間検査及び整備一般工事 一式
- 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 落札者を決定した日  
平成19年12月12日
- 落札者の氏名及び住所  
サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町3丁目5番1号
- 落札金額  
104,790,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約
- 入札公告をした日  
平成19年11月2日

## 但馬海区漁業調整委員会公告

## 但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成20年1月8日

但馬海区漁業調整委員会

会長 吉 岡 修 一

- 期日 平成20年1月23日（水）
- 時間 午後1時30分から午後2時まで
- 場所 美方郡香美町香住区香住1852番地の4  
但馬県民局地域振興部但馬水産事務所会議室
- 案件 但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容となるべき事項等について

## 企業庁公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長

高橋孝久

## 1 調達内容

## (1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 14,827,100kWh

## (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

## (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

## (4) 履行場所

川西市多田院字巖険6-3 多田浄水場

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

平成20年1月8日（火）から同年2月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）  
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

## (2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖険6-3  
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所  
電話番号（072）799-2071

## 4 入札説明書の交付期間及び場所

## (1) 交付期間

平成20年1月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）  
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで

## (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁管理局水道課  
電話番号（078）341-7711 内線 5438

## 5 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

平成20年1月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）  
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

## (2) 提出場所

上記4(2)に同じ

## 6 入札手続等

## (1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成20年2月19日（火）午後2時から

場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

## (2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等（配達記録の残るものに限る。）により送付し、平成20年2月18日（月）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

## (3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年2月15日（金）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

## (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

## (5) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成20年1月22日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

#### (7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

#### (8) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### (9) 契約書の作成の要否

要

### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ

### 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Takahisa Takahashi, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased :

Electricity to be used in Inagawa Waterworks Office (Tada Water purification plant)

(3) Delivery period : From April 1, 2008 to March 31, 2009

(4) Delivery places :

Inagawa Waterworks Office (Tada Water purification plant)

- (5) Deadline for the submission of tender application forms :  
17:00, January 22, 2008
- (6) Deadline for tender :  
14:00, February 19, 2008 by direct delivery,  
17:00, February 18, 2008 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice :  
Mr. Miyagawa, Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government  
6-3, Aza-Gake, Tadain, Kawanishi-City, 666-0126  
Tel : (072) 799-2071
- ~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年1月8日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長

谷口 浩

### 1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神出浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 5,994,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所  
神戸市西区神出町田井字長原3番1号 神出浄水場

### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

### 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間  
平成20年1月8日（火）から同年2月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）  
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで
- (2) 閲覧場所  
〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3番1号

兵庫県企業庁東播磨利水事務所

電話番号(078)965-2050

#### 4 入札説明書の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

平成20年1月8日(火)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで

##### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁管理局水道課

電話番号(078)341-7711 内線5438

#### 5 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

平成20年1月8日(火)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

##### (2) 提出場所

上記4(2)に同じ

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成20年2月19日(火)午後2時30分から

場所 兵庫県庁西館5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

##### (2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等(配達記録の残るものに限る。)により送付し、平成20年2月18日(月)午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

##### (3) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年2月15日(金)の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

##### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

##### (5) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成20年1月22日(火)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。